

嬉 監 告 示 第 4 号  
平成29年11月30日

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成29年度定期監査の結果を次のとおり公表する。

嬉野市監査委員 西 川 平 七  
嬉野市監査委員 西 村 信 夫

記

- 1 監査基準日 平成29年9月30日
- 2 監査の期日 平成29年11月 2日～ 17日
  - 11月 2日 総務課、選挙管理委員会事務局、会計課、財政課、税務収納課
  - 11月 6日 企画政策課、健康づくり課、学校教育課、教育総務課、議会事務局、市民課
  - 11月 7日 備品検査
  - 11月 8日 市民協働推進課、子育て支援課、文化・スポーツ振興課、福祉課
  - 11月10日 建設・新幹線課、農林課、環境下水道課
  - 11月13日 うれしの茶振興課、農業委員会事務局、監査委員事務局、うれしの温泉観光課、水道課
  - 11月15日 二次聴取、監査委員による合議
  - 11月17日 監査委員による合議、講評
- 3 監査の項目
  - (1) 職員の配置状況及び事務分担について
  - (2) 事務事業の執行状況について
  - (3) 附属施設の状況について
  - (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について
  - (5) 歳入歳出執行状況について
  - (6) 超過勤務状況について
  - (7) 備品について

## 4 監査の方法

事務事業の執行状況について、提出を受けた書類・資料に基づき各課の担当職員から説明を受けるとともに不明な点については事情聴取を行い、事務事業が関係法令等にとり、経済的、効率的かつ有効的に実施がされているかに重点をおき、監査を実施した。

また、工事請負費等を主体に各部局から46事業を抽出し、提示を受けた関係書類の点検、審査を行った。

## 5 監査の結果

平成29年度の事務事業については、今回審査をした範囲内において、一部の契約関係書類、その他事務書類などに不適切な処理があったため訂正を要する事項があったものの、経理については適正に処理されていることを確認した。

### (1) 職員の配置状況及び事務分担について

事務の効率性の向上に努められ、概ね順調に事務が執行されているものと認められたが、近年の社会情勢により事業量が増大するなか中途退職者等の補充が十分でないなど、まだ厳しい職員体制での業務となっている。

職員が健康でいきいきと働ける状態であってこそ効率的な事務事業の執行も行えるものであり、職員の心身の健康維持を図りながら適正な職員の配置に努められたい。

### (2) 事務事業の執行状況について

事務事業の執行状況については、一部繰越を除いて目立った停滞は見られず、順調に執行されていると認めた。

事務事業の執行にあたっては、住民に対して公平・公正で費用対効果に留意しその基となる法令をよく理解し、適正な事務処理に努めていただきたい。

### (3) 付属施設の状況について

公共施設の管理・利用状況は、順調に推移していると認めた。使用料の収納についても一部を除き、概ね遅滞なく行われており、今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

### (4) 特色ある事業または懸案事業及び事務等の状況について

本年度も各課から特色ある事業または懸案事業の取り組みについて、提出資料に基づき報告を受けた。今後も、限られた予算の中で創意工夫した事務事業の進展に努められたい。

(5) 歳入歳出執行状況について

○歳入について

今後益々事務事業が増大するなかで、各歳入においては引き続きできる限りの財源確保が必要である。

税収については、催告や差押え、また、佐賀県滞納整理推進機構との連携により滞納整理に努められていた。今後も、収納対策の促進を図り、公平公正な税負担、自主財源確保のためにも徴収率の向上に努められたい。

そのほか、使用料・手数料等各種の歳入の厳正な収納についても、概ね各課において不断の努力をされているが、年々滞納額も増加するいっぽうなので効果のある徴収に努められたい。

○歳出について

事業完了及び執行率の低い事業の進捗状況等について事情を聴取し、一部未執行もありますが概ね順調であると認めた。

(6) 超過勤務状況について

昨年と比較して時間、金額とも減少していたが、職員の健康には十分配慮し一部の職員に業務が過重負担とならないよう適正な人員配置に努められたい。

(7) 備品について

備品の管理については、おおむね良好な管理がなされていたが、一部については備品札が貼付されていなかったり、補修が十分でないものがあつた。衛生面、安全面に配慮した管理を行うとともに、嬉野市財務規則に則った事務処理に努められたい。

地方自治法第199条第12項において、市長等は監査委員から監査の結果報告の提出があつた場合、「市長等は当該監査の結果に基づき、又はその結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定されているので、改善された場合は監査委員まで報告されたい。

以上